

図書館利用規定

本校生徒は、次の規定に従い図書館を利用することができる。

1. 開館及び休館

- (1) 開館日は授業日とする。ただし、臨時に変更することがある。
- (2) 開館は、月曜日から金曜日の昼休みと放課後とする。
- (3) 長期休暇中の開館日時はその都度定める。

2. 閲覧室の利用について

- (1) 入室の際、カバン等は入口横のカバン棚に置き、貴重品と勉強道具のみ持ち込むことができる。
- (2) 図書館では静かにし、雑談をしない。
- (3) 飲食をしない。
- (4) ヘッドフォンをしたり、スマートフォン等を操作しない。
- (5) 使用した机・いす等は元に戻し、ゴミを片づけて退出する。

3. 館内閲覧について

- (1) 図書はていねいに扱い、故意に汚損してはならない。
- (2) 閲覧室内の図書は自由に閲覧できる。閲覧後は元の場所に戻す。

4. 館外貸出について

- (1) カウンターで学年・組・出席番号・氏名を告げ、「返却日付表」に返却日を押印してもらう。
- (2) 貸出冊数は5冊とする。5冊を超える場合は相談に応じる。
- (3) 貸出期間は2週間とする。長期休業中は別途定める。
- (4) 返却は、カウンターに返却する図書を持ってくる。図書館閉館時は、「返却ポスト」に入れてよい。
- (5) 借りている図書を、さらに他人へ貸してはいけない。

5. 弁償及び規定違反者に対する処置

- (1) 図書を紛失したり、はなはだしく破損・汚損した場合は、弁償することを原則とする。
- (2) 図書館利用規定に反した者には、図書館の利用を禁止する措置をとることがある。